

**令和3年度第3回
音更町使用料等審議会議案**

(書面会議)

会議次第

1 議事

諮問第1号 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の改定について

諮問第1号 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料の改定について

1 改定の理由

住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）の施行に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定審査（以下「認定審査」という。）の基準の追加及び合理化が行われたことから、認定審査に係る手数料の額を改定しようとするものである。

2 長期優良住宅建築等計画認定制度の概要

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅（長期優良住宅）の普及を促進することで、環境負荷の軽減を図りつつ、良質な住宅ストックを将来世代に継承することを目的とした制度で、建築・維持保全の計画について審査の上、所管行政庁が認定するものである。この認定により、税制上の優遇措置（住宅ローン減税の引上げ、登録免許税率の引下げ、不動産取得税の控除額の増、固定資産税の軽減期間の延長）等の対象となる。

3 諮問の額

項目	内容																											
○ 認定審査（変更認定を含む。） の手数料の改定	<p>(1) 認定基準に自然災害による被害の発生の防止又は軽減の配慮に関する事項を追加（詳細は、参考資料「法改正の概要①」をご覧ください。）したことに伴い、一部の手数料の額を改定する。</p> <p>なお、改定額は、北海道が定める手数料の額に準じるものとする。</p> <p style="text-align: right;">（括弧内は、変更認定の場合の額）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">住宅の種類、 戸数の区分</th> <th colspan="2">手数料の額</th> </tr> <tr> <th>現行</th> <th>改定案</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">新築住宅</td> <td style="text-align: center;">1戸</td> <td style="text-align: center;"><u>57,000円</u> (34,000円)</td> <td style="text-align: center;"><u>58,000円</u> (34,000円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2～5戸</td> <td style="text-align: center;">130,000円 (74,000円)</td> <td style="text-align: center;">130,000円 (74,000円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6戸以上</td> <td style="text-align: center;"><u>205,000円</u> (117,000円)</td> <td style="text-align: center;"><u>206,000円</u> (117,000円)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">既存住宅の増築 又は改築</td> <td style="text-align: center;">1戸</td> <td style="text-align: center;"><u>84,000円</u> (49,000円)</td> <td style="text-align: center;"><u>85,000円</u> (49,000円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2～5戸</td> <td style="text-align: center;">193,000円 (109,000円)</td> <td style="text-align: center;">193,000円 (109,000円)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6戸以上</td> <td style="text-align: center;"><u>306,000円</u> (174,000円)</td> <td style="text-align: center;"><u>307,000円</u> (174,000円)</td> </tr> </tbody> </table>		住宅の種類、 戸数の区分		手数料の額		現行	改定案	新築住宅	1戸	<u>57,000円</u> (34,000円)	<u>58,000円</u> (34,000円)	2～5戸	130,000円 (74,000円)	130,000円 (74,000円)	6戸以上	<u>205,000円</u> (117,000円)	<u>206,000円</u> (117,000円)	既存住宅の増築 又は改築	1戸	<u>84,000円</u> (49,000円)	<u>85,000円</u> (49,000円)	2～5戸	193,000円 (109,000円)	193,000円 (109,000円)	6戸以上	<u>306,000円</u> (174,000円)	<u>307,000円</u> (174,000円)
住宅の種類、 戸数の区分		手数料の額																										
		現行	改定案																									
新築住宅	1戸	<u>57,000円</u> (34,000円)	<u>58,000円</u> (34,000円)																									
	2～5戸	130,000円 (74,000円)	130,000円 (74,000円)																									
	6戸以上	<u>205,000円</u> (117,000円)	<u>206,000円</u> (117,000円)																									
既存住宅の増築 又は改築	1戸	<u>84,000円</u> (49,000円)	<u>85,000円</u> (49,000円)																									
	2～5戸	193,000円 (109,000円)	193,000円 (109,000円)																									
	6戸以上	<u>306,000円</u> (174,000円)	<u>307,000円</u> (174,000円)																									

(2) (1) の認定基準の追加及び住宅性能評価を行う登録住宅性能評価機関が「住宅性能評価」と「長期優良住宅の基準の確認」を併せて実施することにより、長期使用構造等の審査を省略し、認定審査を合理化（詳細は、参考資料「法改正の概要②」をご覧ください。）することに伴い、手数料の額を改定する。

なお、改定額は、北海道が定める手数料の額に準じるものとする。

（括弧内は、変更認定の場合の額）

住宅の種類、戸数の区分		現行		改定案
		評価機関審査を受けた場合	住宅性能評価を受けた場合	長期使用構造等確認を受けた場合
新築住宅	1戸	18,000円 (14,000円)	21,000円 (16,000円)	19,000円 (15,000円)
	2～5戸	30,000円 (24,000円)	62,000円 (40,000円)	31,000円 (24,000円)
	6戸以上	47,000円 (38,000円)	98,000円 (63,000円)	48,000円 (38,000円)
既存住宅 又は改築 の増築	1戸	25,000円 (20,000円)		26,000円 (20,000円)
	2～5戸	43,000円 (34,000円)		44,000円 (34,000円)
	6戸以上	69,000円 (55,000円)		69,000円 (55,000円)

4 施行期日

音更町手数料条例の一部を改正する条例の公布の日から施行する。

長期優良住宅の住宅の品質確保の促進等に関する法律及び
住宅の品質確保の促進等に関する法律の改正に伴う審査手数料の改正について

背景・必要性

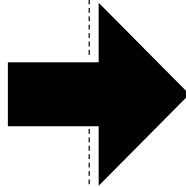
多世代にわたり良質な住宅が引き継がれる住宅循環システムの普及・定着を図り、脱炭素社会の実現にも貢献していくため、長期優良住宅の普及促進が必要なことから制度の見直しを行う。

法改正の概要①

頻発する豪雨災害等への対応

認定基準に自然災害による被害の発生防止又は軽減への配慮に関する事項が追加。

【改正前】
地震以外の災害リスクは考慮されていない。



【改正後】
土砂災害等の災害リスクが特に高い区域は、認定対象から除外又は必要な措置を求めることができる。
※音更町においては、次の区域が認定対象から除外される。
〔○土砂災害特別警戒区域 (土砂災害防止法)
○急傾斜崩壊危険区域 (急傾斜地法)〕

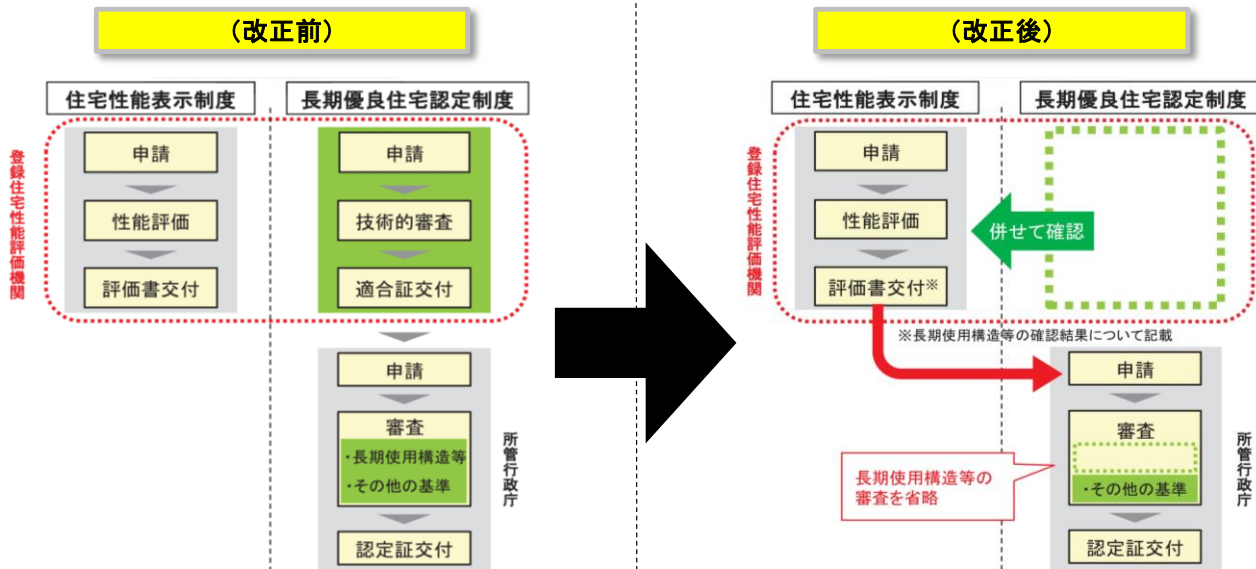
法改正の概要②

認定手続きの合理化

住宅性能評価を行う登録住宅性能評価機関が住宅性能評価と長期優良住宅の基準の確認を併せて実施。

【改正前】
長期優良住宅認定制度と住宅性能表示制度の両者を利用する場合は、それぞれ申請・審査が必要。また、認定にあたり、登録住宅性能評価機関による任意の技術的審査を活用。

【改正後】
登録住宅性能評価機関に、住宅性能評価の申請に併せて長期使用構造等の確認の申請が可能。長期使用構造等である旨の確認結果が添付された長期優良住宅建築等計画については、長期使用構造等に係る基準に適合しているものとみなすこととし、審査を省略。



音更町附属機関設置条例

平成22年3月23日

音更町条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、町の執行機関が設置する附属機関に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関として、別表の第1欄に掲げる執行機関に、同表の第2欄に掲げる附属機関を設置し、その担任する事項は同表の第3欄に掲げるとおりとする。

(組織)

第3条 附属機関は、別表の第4欄に掲げる委員をもつて組織し、その任期は同表の第5欄に掲げるとおりとする。

(委任)

第4条 附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関の規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

2～5 略

別表（第2条、第3条関係）

附属機関の属する 執行機関	附属機関	担任する事項	委員の 定数	委員の 任期
町長	(略)	(略)	(略)	(略)
	音更町使用料等 審議会	使用料及び手数料の額について、 審議を行うこと。	15人	2年
	(略)	(略)	(略)	(略)
教育委員会	(略)	(略)	(略)	(略)

音更町使用料等審議会規則

平成22年3月26日

音更町規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、音更町附属機関設置条例（平成22年音更町条例第1号）第4条の規定に基づき、音更町使用料等審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、町の区域内の公共的団体等の代表者その他町民のうちから、必要の都度町長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任を妨げない。

(会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、総務部総務課において行う。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

音更町使用料等審議会委員名簿

令和3年11月12日現在

No.	氏名	所属団体等	備考
1	河田 さえ子	音更町社会福祉協議会会長	会長
2	角谷 稔	音更町商工会事務局次長	会長職務代理
3	太田 泰 廣	音更町農業協同組合常務理事	
4	大西 勉	木野農業協同組合常務理事	
5	早瀬 美恵子	音更町農業協同組合女性部部长	
6	中井 美由紀	木野農業協同組合女性部副部长	
7	向井 眞知子	音更町商工会女性部副部长	
8	玉川 拓馬	音更町商工会青年部部长	
9	畠 弘之	連合北海道音更地区連合会会長	
10	五十嵐 敬一	音更町PTA連合会副会长	
11	田中 一夫	音更町消費者協会副会长	
12	恩田 喬	音更町老人クラブ連合会副会长	
13	岡田 哲男	音更町文化協会会長	
14	山西 信一	公募	
15	小椋 淳子	公募	
任期2年（令和2年7月1日～令和4年6月30日）			